

徳島県訓令第10号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四漁業調整課の項部長の欄第一号の9中「認可」を「許可」に改め、同号の15中「認可」を「起業の認可」に改め、同号の26中「漁業権の」を「漁業権等の」に改め、同欄第二号中「及び同条第四項の規定による漁業権の制限又は条件の付加」を削り、同欄第三号の3中「認可」を「起業の認可」に改め、同号の7中「第四十二条」を「第四十二条ただし書」に改め、同欄中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）

第七条第一項の規定による届出採捕者に対する勧告、同条第二項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告及び同条第三項の規定による措置命令

別表第四漁業調整課の項部長の欄第十四号の1中「受理及び」を「受理並びに」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問

附 則

この訓令は、令和四年十二月一日から施行する。